

江差追分会賞罰審議委員会規則

(設置)

第1条 江差追分会会則第39条及び第42条の規定による追分会の賞罰を適正に処理するため、江差追分会賞罰審議委員会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 審議会は会長の諮問に応じて追分会の賞罰に関し、必要な事項を調査審議し、その内容を会長に答申するものとする。

(組織)

第3条 審議会は、追分会会則第38条の規定により、若干名で組織し会長が委嘱する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とする。

(審議委員長の職務権限及びその代行)

第5条 審議委員長は委員会を代表し、その会務を総理する。

2 審議委員長に事故あるときは、審議委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

(招集)

第6条 審議会の会議は審議委員長が招集する。

(会議及び議事)

第7条 会議の議事は出席委員の過半数により決議し、可否同数のときは審議委員長の決するところによる。

(関係職員及び会員等の出席)

第8条 審議委員長は、事の真相を詳細に把握するため、関係者等を会議に出席させて必要な説明を求め、又は意見を聞くことができる。

(除斥)

第9条 審議委員長及び委員は、自己が関与する議件等については、その議事に参与することができない。ただし、審議会の同意があったときは、会議に出席し発信することができる。

できる。

(審議会事務)

第10条 審議会の事務は、追分会事務局において処理する。

(雑則)

第11条 この規定に定めるものを除く外、審議会に関して必要な事項は審議委員長が定める。

付 則

- 1 この規定は平成7年4月23日から施行する。
- 2 この規定は平成8年4月28日から施行する。